

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の  
特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告等があった場合における当該記録された事項に関し当該期限後申告等に基づき課される重加算税の割合に100分の10の割合を加算する措置について、その対象から除外する特定電磁的記録の保存の要件及びその特定電磁的記録の細目を定めることとする。(第5条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和9年1月1日から施行することとする。(附則第1項関係)